

鹿 児 島 県 公 報

平成29年 1 月 20 日 (金) 第3281号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

規 則	示
○と畜場法施行細則の一部を改正する規則 (※)	(生活衛生課取扱い) 1
告 白	示
○保安林の指定 (2 件)	(森づくり推進課取扱い) 1
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い) 2
○介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定	(介護福祉課取扱い) 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止	(介護福祉課取扱い) 3
○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定	(介護福祉課取扱い) 3
○平成28年度地籍調査事業計画の変更	(農地保全課取扱い) 3
○道路の区域の変更	(道路維持課取扱い) 4
○道路の供用の開始 (2 件)	(道路維持課取扱い) 5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5
○道路の位置指定 (2 件)	(始良・伊佐地域振興局取扱い) 5 (熊毛支庁取扱い) 6
公 告	告 白
○大規模小売店舗の新設に関する公告	(商工政策課取扱い) 6

規 則

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 1 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

鹿児島県規則第 1 号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則 (昭和29年鹿児島県規則第14号) の一部を次のように改正する。

別表中「プリマハム株式会社鹿児島工場串木野と畜場」を「プリマハム株式会社西日本ベストパッカー」に、「南九州畜産興業株式会社末吉と畜場」を「株式会社ナンチク」に、「屋久島町と畜場」及び「熊毛郡屋久島町」を「削除」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

鹿児島県告示第45号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第25条の 2 第 1 項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年 1 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字古仁屋字山仲田原180番4
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第46号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林の所在場所
大島郡瀬戸内町大字久慈字川内の五698番2，字小勝891番11
- 2 指定の目的
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鹿児島県告示第47号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定居宅サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106番地	株式会社フミンケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106番地	西丸 重晴	平成28年11月30日	訪問看護

鹿児島県告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106番地	株式会社以和貴会ケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106番地	西丸 昭彦	平成28年12月1日	訪問看護
デイサービス茶の木	曾於郡大崎町持留1211番地5	株式会社ハッピーサポート	曾於郡大崎町持留1167番地4	松波 明子	平成29年1月13日	通所介護

鹿児島県告示第49号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
指定居宅介護支援事業所さくらんぼ	鹿屋市串良町下小原3106番地	株式会社以和貴会ケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106番地	西丸 昭彦	平成28年12月1日	居宅介護支援

鹿児島県告示第50号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		指定介護予防サービス事業者			廃止年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106番地	株式会社フミンケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106番地	西丸 重晴	平成28年11月30日	介護予防訪問看護

鹿児島県告示第51号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業所		申請者			指定年月日	サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
訪問看護ステーション以和貴苑	鹿屋市串良町下小原3106番地	株式会社以和貴会ケアサービス	鹿屋市串良町下小原3106番地	西丸 昭彦	平成28年12月1日	介護予防訪問看護
デイサービス茶の木	曾於郡大崎町持留1211番地5	株式会社ハッピーサポート	曾於郡大崎町持留1167番地4	松波 明子	平成29年1月13日	介護予防通所介護

鹿児島県告示第52号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により定めた平成28年度地籍調査事業計画（平成28年4月26日鹿児島県告示第491号をもって公示）の一部を平成29年1月10日付けで次のとおり変更した。

平成29年 1 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

調査を行う者の名称	調査地域	調査期間	変更の内容		
			変更事項	変更前	変更後
西之表市	西之表市西之表, 安城及び桜が丘の各一部	平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで	調査地域	西之表市西之表及び安城の各一部	西之表市西之表, 安城及び桜が丘の各一部
奄美市	奄美市笠利町大字用, 笠利町大字和野, 名瀬大字根瀬部, 名瀬大字西仲勝, 名瀬長浜町, 住用町大字川内, 住用町大字役勝, 住用町大字東仲間, 住用町大字市及び住用町大字摺勝の各一部	平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで	調査地域	奄美市笠利町大字用, 笠利町大字和野, 名瀬大字根瀬部, 名瀬大字西仲勝, 住用町大字川内, 住用町大字役勝, 住用町大字東仲間, 住用町大字市及び住用町大字摺勝の各一部	奄美市笠利町大字用, 笠利町大字和野, 名瀬大字根瀬部, 名瀬大字西仲勝, 名瀬長浜町, 住用町大字川内, 住用町大字役勝, 住用町大字東仲間, 住用町大字市及び住用町大字摺勝の各一部
瀬戸内町	瀬戸内町節子, 勝能, 古志, 嘉入, 諸鈍, 勝浦, 阿木名, 古仁屋, 阿室釜及び嘉徳の各一部	平成28年 4 月 1 日から平成29年 3 月 31 日まで	調査地域	瀬戸内町節子, 勝能, 古志, 嘉入, 諸鈍, 勝浦, 阿木名, 古仁屋及び阿室釜の各一部	瀬戸内町節子, 勝能, 古志, 嘉入, 諸鈍, 勝浦, 阿木名, 古仁屋, 阿室釜及び嘉徳の各一部

鹿児島県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、平成29年 1 月 20 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年 1 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字櫛山4807番3地先から同市末吉町南之郷字小塚2471番2地先まで	前	13.5~18.3	328.0
			後	13.5~36.6	366.7
			後	13.5~18.3	328.0

鹿児島県告示第54号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年1月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	飯野松山都城線	曾於市末吉町南之郷字櫛山4807番3地先から同市末吉町南之郷字小塚2471番2地先まで	平成29年1月20日

鹿児島県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、平成29年1月20日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成29年1月20日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	伊集院日吉線	日置市伊集院町郡字新山田82番1地先から同市伊集院町郡字井手ノ原4番1地先まで	平成29年1月20日

始良・伊佐地域振興局告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成29年1月20日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
eワーカーズ	霧島市隼人町見次254番地6	特定非営利活動法人eワーカーズ鹿児島	霧島市隼人町見次254番地6	紙屋久美子	平成29年1月5日	就労継続支援A型

始良・伊佐地域振興局告示第2号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年1月20日

始良・伊佐地域振興局長 牟田神圭介

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年12月27日	鹿児島市高麗町10番24号 株式会社中央不動産販売	始良市平松字下山口5171番1, 5179番3, 5180番11及び8230番1並びに宇山口8200番1の一部	113.44	6.05～6.17

	代表取締役 山元利洋			
--	---------------	--	--	--

熊毛支庁告示第 1 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成29年 1 月 20 日

熊毛支庁長 寺園直喜

指定の年月日	申請者の住所及び氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
平成28年 12月27日	東京都江東区平野 三丁目 5 番 13- 705号 村田シエ子 神奈川県川崎市中 原区井田二丁目31 番15号大石ハイツ 101 岩坪正明 北海道札幌市厚別 区厚別東五条二丁 目 6 番 5 号 野地久美子	西之表市西之表字中之野 16329番44	33.90	4.10~4.12

公 告

大規模小売店舗の新設に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 5 条第 1 項の規定により次のとおり大規模小売店舗の新設について届出があったので、関係書類を平成29年 1 月 20 日から 4 月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び北薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第 8 条第 2 項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあつては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、平成29年 1 月 20 日から 4 月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

平成29年 1 月 20 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
ドラッグコスモス樋脇店
薩摩川内市樋脇町塔之原字小野原10821番 1 外 9 筆
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社コスモス薬品 代表取締役 宇野正晃
福岡市博多区博多駅東二丁目10番 1 号
- 3 大規模小売店舗の新設をする日

平成29年 9 月 7 日

- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,539平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
建物北東側及び南東側 63台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
建物南東側 19台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
建物北東側 84平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
建物内北西側 12立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - ア 開店時刻 午前9時
 - イ 閉店時刻 午後10時
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
2箇所 建物敷地北東側
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
24時間
- 7 届出年月日
平成29年 1 月 6 日